

## ●再生可能エネルギーの固定価格買取制度

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成 23 年 8 月成立)にもとづき国が定めた制度であり、平成 24 年 7 月 1 日より実施されました。

本制度は、電気事業者に対し、再生可能エネルギーにより発電された電気を一定の期間、固定価格で買い取ることを義務付ける一方、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策等、制度の実施によるメリットが広く及ぶことや、買い取られた再生可能エネルギーが電気の一部として供給されること等から、買取費用を「電気を使用される全てのお客さま」からご使用量に応じ、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」としてご負担いただく仕組みとなっています。

### 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要

